

整理番号

児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

（宛先）胎内市長

私は、児童手当法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次の費用について滞納が生じた場合は、胎内市長から支給を受ける全ての児童分の児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、当該児童手当等の支払期日をもって滞納額の支払いに充てる旨を申し出ます。

また、充当先の期別及び金額等については、一任いたします。

今後は、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、児童手当等から費用の支払いに充てるものとします。

徴収（支払）費用
保育料
学校給食費・諸校費
なかよしクラブ利用負担金

令和 年 月 日

住 所

胎内市

氏 名（児童手当の受給者）

印

※貴方のご家庭において、不慮の経済的その他環境の変化があり、各種費用の支払いが厳しくなった場合はご相談ください。